

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業の競争力及び企業価値・株主価値の継続的な向上のため、コーポレート・ガバナンス体制の徹底を経営の最重要課題と考えております。その実現に向け、透明性が高く、かつ柔軟性に優れた組織及びシステムを構築し、株主ならびに当社サービスのユーザーに対する責務を果たしていくためにも、法令遵守はもとより、「社訓」、「経営理念」及び「行動規範」等について継続的に当社役職員の意識向上を図り、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
浦部 浩司	761,000	30.96
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	240,000	9.76
KDDI株式会社	240,000	9.76
株式会社フェイス	145,000	5.89
株式会社メガチップス	95,000	3.86
伊草 雅幸	61,000	2.48
松井証券株式会社	60,700	2.47
芳林 知仁	50,000	2.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	45,600	1.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	35,000	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無 ——

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 マザーズ

決算期 3月

業種 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
鵜飼 幸弘	他の会社の出身者										
佐藤 明	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鵜飼 幸弘	○	株式会社メガチップス 顧問 (現職) 株式会社テクノロジーハブ 代表取締役社長 (現職)	鵜飼氏の上場企業運営における経験が当社に とって有益であるとの判断から選任しております。また、鵜飼氏が代表取締役社長を務める 株式会社テクノロジーハブと当社との間には取 引関係がなく、「有価証券上場規程施行規則 第211条第4項第5号」等に定められているいす れの要件にも該当しない独立性があることから、 一般株主との利益相反が生じるおそれがないと 判断し、独立役員に指定しております。
佐藤 明	○	株式会社バリュークリエイト 代表取締役 (現職)	企業運営における経験が当社にとって有益で あるとの判断から選任しております。また、佐 藤氏が代表取締役を務める株式会社バリュー クリエイトと当社との間には取引関係がなく、 「有価証券上場規程施行規則第211条第4項 第5号」等に定められているいすれの要件にも該 当しない独立性があることから、一般株主との 利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立 役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携につきましては、内部監査の都度、監査役が会計監査人への報告、意見・情報交換を行うとともに、会計監査人の会計監査の概要及び結果の報告を、年間4回の監査結果報告会にて受ける他、適宜意見・情報の交換を行っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2名

会社との関係(1) [更新]

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 実	他の会社の出身者													
大塚 一郎	弁護士													
今西 浩之	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 実		——	長年にわたる経営者としての豊富な経験や見識を活かし、経営全般に対する監査と有効な助言をいただけるとの判断から選任をしております。
大塚 一郎	○	東京六本木法律特許事務所 パートナー 独立役員	弁護士としての法務面での高い専門的見地及び提言が的確であり、また、他社での監査役経験も豊富なことから、コンプライアンス及びリスク管理面での監査役機能強化のために適任であると判断し、選任しております。また、東京証券取引所のガイドラインの要件のいずれにも該当していないことはもとより、弁護士であること等から、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
今西 浩之	○	公認会計士・税理士 イマニシ税理士法人 社員 独立役員	会計・税務の専門家として高い知見、経験を持ち、他の上場企業での監査役経験も豊富なことから、会計・税務及び開示面での監査機能強化に適任であると判断し、選任しております。また、東京証券取引所のガイドラインの要件のいずれにも該当していないことはもとより、公認会計士・税理士であること等から、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値・株主価値を向上させることを目的として、取締役に対してストックオプションの付与を実施しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、当社グループの業績向上及びコーポレートガバナンスの充実に対する意欲や士気を高めること並びに当社監査役による業務監査の一層の充実を図ることによる企業価値の向上及びグループ経営体制の強化を目的として、当社の取締役（社外取締役を含む。）、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役、従業員に対してストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役に支払った報酬 80百万円（うち社外取締役10百万円）
監査役に支払った報酬 16百万円（うち社外監査役16百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成19年6月25日開催の第7回定期株主総会決議に基づき、取締役の報酬額総額を年額300百万円以内、監査役の報酬総額を年額50百万円以内としており、当社の役員報酬の決定に際しては、会社の業績及び各取締役の貢献度等に基づき報酬金額を決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社では、経営企画室が社外取締役及び社外監査役のサポートにあたっており、取締役会関係資料等を事前に配付するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。その他、社外取締役、社外監査役から問い合わせ等があった場合には、経営企画室が迅速に対応する体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）[更新](#)

（取締役会）

当社経営の中核となる取締役会は、意思決定の迅速化、業務執行の妥当性、効率性、透明性の向上を目指し、社外取締役2名を含む5名で構成されております。取締役会は毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営の基本方針・重要な事項に関する意思決定ならびに業務執行状況の監督を行っております。

（社外取締役）

当社の社外取締役(2名)は、それぞれ上場企業の業務執行役員(代表取締役社長)の経験または証券アナリストとして数多くの企業分析に携わされた豊富な経験及び企業運営にかかる幅広い見識があり、経験をふまえた幅広い見地、客観的、中立的な助言・提言等を毎月1回以上開催される取締役会において行っております。

当社では、社外取締役2名を独立役員に指定しております。

（経営執行会議）

当社の常勤取締役、執行役員で構成される経営執行会議を原則として隔週1回開催し、各部門の状況報告や課題の共有、営業方針の確認の他、週次での各部門の行動計画の確認等を行っております。

（経営情報会議）

当社の常勤取締役、執行役員及び部長で構成される経営情報会議を原則として月2回開催し、全社方針の伝達、月次決算の結果の分析、部門及びプロジェクト単位での業務運営状況の報告及び情報交換等を行っております。

（監査役会）

当社では、監査役会制度を採用しております。監査役会の構成は、常勤社外監査役1名と2名の社外監査役であります。各監査役は毎月開催される取締役会に出席し、常勤社外監査役においては経営情報会議等の重要な会議にも随時出席しており、取締役の職務執行を全般にわたって監視しております。また、毎月1回監査役会を開催し、取締役会付議議案の内容や会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針はじめ監査計画等、監査に関する重要事項の協議及び決定を行っております。

なお、監査役会と会計監査人との連携状況につきましては、【監査役関係】をご参照ください。

監査役監査を支える人材・体制の確保状況としては、経営企画室がサポートに当たっており、取締役会資料の事前配布や必要に応じた事前説明、事後調査・対応・報告等を行っております。

財務・会計に関する知見を有する監査役としては、公認会計士・税理士の資格を有する今西浩之氏を社外監査役として選任しております。

当社では、社外監査役3名のうち2名を独立役員に指定しております。

（会計監査人）

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し監査を受けております。

平成27年3月期における、業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者については以下の通りであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 松本 正一朗

指定有限責任社員 業務執行社員 板谷 秀穂

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士6名、その他14名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会及び監査役会を設置しております。社外取締役かつ独立役員(2名)及び社外監査役かつ独立役員(2名)を選任し、上場企業としての企業経営や会計・税務・法務・内部統制等に知見をもって他の取締役の業務執行の監視や提言等を行うことで、信頼性の高いガバナンス体制を構築しております。

現在のガバナンス体制は、当社の現在の規模、企業としての成長段階及び技術開発等のスピードを勘案して、他のガバナンス体制より意思決定のスピードや透明性等において最も効率が良く、最適な体制であると判断しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

当社においては、より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、株主総会の集中日を回避することに留意してまいります。なお、第15回定時株主総会は、平成27年6月22日に開催いたしました。

その他

(1) 取引所ホームページにおける各種開示の適切かつ迅速な対応
四半期および通期における財務諸表、決算情報はもとよりタイムリーディスクロージャーに努め、あわせて、コーポレートガバナンスに係る情報等のアップデート等、基本部分での充実を図ります。

(2) 株主総会招集通知の電子的公表
株主総会招集通知の発送とあわせて、その当日に当社ホームページにてその内容を公表し、株主の皆様に少しでも早くその内容をご覧いただけるようにいたします。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身による説明の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

年2回、第2四半期及び通期の決算発表後に開催いたします。他各四半期においても適宜開催いたします。

あり

IR資料のホームページ掲載

決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料等を、当社ホームページのIR情報(<http://www.sockets.co.jp/ir/>)に掲載いたします。

IRに関する部署(担当者)の設置

経営企画室が主管しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

ステークホルダーに対する情報提供に関する方針等の策定

当社は、ユーザー、取引先及び従業員等当社のステークホルダーへの適時適切な情報提供を、会社の重要事項として認識し積極的に行う方針であります。会社ホームページ、定期的及び適宜開催する会社説明会等を通じて情報の提供を行ってまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

役員及び従業員が、法令及び定款その他の社内規則及び社会通念などを順守した行動をとるための規範として、「行動規範」を制定し、当社が企業活動を行っていく上で果たすべき役割と責任を明確にしています。

この行動規範のもと、コーポレートガバナンス体制及びコンプライアンス体制を整備・構築し運営していく事が経営上重要な責務であることを認識し、会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に従い、以下の内部統制システムの構築の基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制を整備、構築いたします。また今後も、同システムを有効に機能させるために必要な見直しを行い、より適切な運営に努めてまいります。

1. 取締役・使用者の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)「取締役会規程」に基づき、取締役会を月1回開催し、会社の重要な業務執行を審議・決定するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督する。
- (2)業務の適正化と経営の透明性等を確保するため、株主総会において社外取締役を選任し、良識に基づいた意見、助言を得る。
- (3)取締役とは独立した監査役を選任するとともに、そのうち1名を常勤監査役として常時監査できる体制を整備する。
- (4)常勤取締役及び執行役員からなる経営執行会議を原則として隔週1回開催し、取締役会付審議事項及び経営に関する重要事項を審議決定するとともに、業務執行の全般的統制を行う。
- (5)代表取締役は「社訓」や「経営理念」に加え、取締役を含む全ての役員及び従業員が実践すべき行動基準を定めた「行動規範」を制定し、繰り返しその精神を役員及び従業員に伝えることにより、法令等の遵守が企業活動の前提であることを周知徹底する。
- (6)役員及び従業員の法令等及び社会規範を具体的に遵守するための規範として「コンプライアンス規程」を制定し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備を図るためにコンプライアンス委員会を設置する。
- (7)社内における不正・不審行為の早期発見と不祥事等の未然防止を図ることを目的として「ホットライン制度」を設けている。通報の事実は秘密を遵守し、内部通報者に対して不利益となるような措置は行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)株主総会、取締役会、経営執行会議の議事録を、法令及び「取締役会規程」、「組織規程」、「文書管理規程」に従い作成し、適切に保存・管理する。
- (2)経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達等は、主管部署で作成し、適切に保存・管理する。
- (3)取締役、監査役及び内部監査人は、常時これらの文書等を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)取締役会、経営執行会議、経営情報会議、その他の重要な会議にて、取締役及び経営幹部から、業務執行に関わる重要な情報の報告を定期的に行う。
- (2)リスク管理委員会を設置し、各部門のリスク管理業務を統括し、リスク管理に関する方針・体制の協議、対策の立案その他重要な事項を総合的に決定する。
- (3)各執行役員及び部長は、リスク管理委員会の定める方針に従い、各部門におけるリスクの把握と評価を行うとともに、リスク管理体制の整備、未然防止策・対応策の立案と実行、その他必要な措置を実施する。
- (4)リスクが発生した場合に備えるためリスク管理規程を制定し、リスク管理委員会を定期的に開催する。また、万が一、当社の経営に重大な影響を及ぼすような危機的リスクが発生した場合には、代表取締役を対策本部とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い被害を最小限に留めるとともに、再発防止策を講ずる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

- (1)取締役会は、単年度事業計画、中期経営計画等を決定し、業績、進捗状況のレビューを行うために、毎月1回取締役会を開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (2)常勤取締役及び執行役員からなる経営執行会議を原則として隔週1回開催し、迅速な業務執行体制を確立する。また「業務分掌規程」、「職務権限規程」等において職務権限及び責任を明確化し、業務を適切・確実・迅速に執行する。
- (3)常勤取締役、執行役員及び部長からなる経営情報会議を設けて、原則として毎月2回、事業の進捗状況の把握、意見交換を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、情報や伝達等が効率的に行われる体制を構築し、関係部署はこれを横断的に推進し管理する。
- (2)子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業の状況について定期的な報告を受けるとともに重要事項については事前協議を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

- (1)監査役から要請があったときには、監査役の指揮命令下に監査役の職務を補助すべき従業員を配置する。
- (2)監査役の職務を補助すべき従業員の人数、資格等に関しては、監査役と代表取締役との間の協議により決定する。

7. 監査役が職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役の職務を補助する従業員は、監査役の指揮命令下に置かれ、他の取締役の指揮命令が監査役の補助業務に反するものである場合は、当該指揮命令に従う義務を負わない。
- (2)監査役の職務を補助する従業員の任命、異動等については、監査役と代表取締役との間の協議により決定する。
- (3)監査役の職務を補助する従業員の人事評価等は、常勤監査役が行う。

8. 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)監査役は取締役会に出席するとともに、常勤監査役は、経営情報会議をはじめ社内の重要会議へ出席することができる。
- (2)取締役または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「ホットライン制度」による通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。
- (3)監査役は、その職務を遂行するため必要と判断するときはいつでも取締役及び従業員に報告を求めることができる。監査役から報告を求められた取締役及び従業員は、速やかに報告を行わなければならない。

9. その他監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

- (1)社外監査役として、企業経営に精通した有識者、弁護士・公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役を始め取締役等、業務を遂行する者からの独立性を保持する。
- (2)監査役は、取締役、執行役員及び重要な従業員からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は、コンプライアンス体制の強化を図るべく、「社訓」、「経営理念」及び「行動規範」を整備し、反社会的勢力の排除を掲げております。また、当社が取引を行う相手については、原則として外部機関での調査等を行い、反社会的勢力ではないことを確認している等、当社は反社会的勢力との関係を一切持たず、不当要求には断固として拒絶することを基本方針としております。

(2) 整備状況

基本方針を具現化するために、「反社会的勢力対策規程」を制定し、コンプライアンス委員会を設置しております。警察をはじめとする関係行政機関と連絡を取り、反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、従業員に対してはコンプライアンス委員会が中心となり、講習会、セミナー等で周知徹底を図っております。

また、有事の際には、経営企画室を対応の主管部門とし、同部長を責任者とし、警察等関係行政機関、顧問弁護士、外部機関と連携を図りながら対応することとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、継続的な成長を実現していくために、事業規模に応じた内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価へ対応すべく、業務の適正性や効率性、財務報告の信頼性の確保に努めてまいります。
今後も事業規模の拡大に合わせ、管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備を図るとともに、会議体及び職務権限の見直しや各種委員会の設置等、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む方針であります。